

自転車の 安全で適正な利用の 促進に関する条例が 制定されました

平成27年4月1日施行

県民運動
としての
取組み

交通安全
教育の充実

保険加入の
義務化

(平成27年10月1日施行)

自転車の
安全適正利用

- ・交通ルールの遵守
- ・自転車の点検・整備
- ・夜間のライト点灯
- ・反射器材の装着等

環境の整備等

歩行者、自転車等が
安全に通行し、かつ、
県民が安心して
暮らすことができる
地域社会の実現



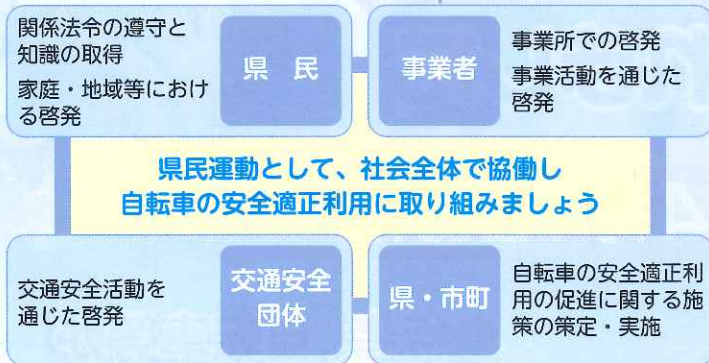
兵庫県

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例とは

最近の交通事故の特徴として、自転車が関係する事故の割合は20%以上を占め、歩行者と自転車の事故は増加傾向にあります。また、自転車事故により、高額な損害賠償事例も見られることから、県民運動として社会全体で協働し、安全で適正な利用に関する意識を高め、自転車が関係する事故の未然防止を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでいくものです。

条例の主な内容

県民、事業者、交通安全団体、行政の役割と県民運動としての取組み



交通安全教育の充実 (県、保護者、学校、事業者の安全教育)

- 保護者のみなさん。少しの注意でお子さんの交通安全を図ることができます。
- 学校では、児童・生徒に効果的な交通安全教育を行っています。
- 事業者のみなさんも従業員に交通安全教育を行いましょう。



自転車の安全適正利用 交通ルールの遵守、自転車の点検・整備、夜間のライト点灯と反射器材の装着、幼児・児童・高齢者のヘルメット着用等

交通ルールの遵守とマナーの向上

自転車は車両です！
車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールを守りましょう！



自転車の安全性を確保するための点検整備

前照灯、ブレーキ、タイヤなどの日常点検・整備を！



夜間のライト点灯と反射器材の装着

夜は必ず点灯！
後部に加え側面に反射器材を！



幼児・児童・高齢者のヘルメットの着用

ヘルメットは事故から頭を守ってくれます！
高齢者の方もヘルメットを！



保険加入の義務化

兵庫県で自転車を利用する場合は、保険に加入しなければなりません。(平成27年10月1日施行)

被害者の救済、加害者の経済的負担を軽減するため、事故への備えとして保険加入を義務化しました。

義務化の対象となる保険等については、自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険等であり、加入されていない方は加入しなければなりません。

自転車販売店やレンタルサイクル店では、自転車の購入や借り受け時などに、保険の加入の有無を確認いたします。

自転車道、自転車レーンなど自転車通行環境の整備等

県では、歩行者、自転車等が安全に通行できるよう、自転車道、自転車レーン等の整備、放置自転車対策等の市町への支援に努めます。

